

【老人ホーム・介護老人保健施設・障害者入所施設】編

多摩川の洪水時における 避難確保計画

(施設の名称)

(建物の所在地)

令和 年 月 日 作成

※多摩川の氾濫を引き起こすような数十年から数百年に一度の規模の大雨や台風の接近は、数日前から気象予報で確認することができることから、本計画は多摩川の氾濫を想定した避難計画を事前に定めることで、被害を最小限にとどめることを目的としています。

様式編 目 次

はじめに ～水害対策における基本的な考え方～	1	
1 計画の目的	3	様式1
2 計画の報告	3	//
3 計画の適用範囲	3	//
4 施設の状況と浸水リスク	3	//
5 防災体制	4	様式2
6 情報収集・伝達	5	様式3
7 避難誘導	7	様式4
施設周辺の避難地図	7	別記1
8 避難の確保を図るための施設の整備	8	様式5
9 防災教育及び訓練の実施	9	様式6
10 自衛水防組織の業務に関する事項	9	//

個人情報等を含むため適切に管理 ※区への提出は不要

11 防災教育及び訓練の年間計画作成例	10	様式7
12 施設利用者緊急連絡先一覧表	11	様式8
13 緊急連絡網	12	様式9
14 外部機関等への緊急連絡先一覧表	12	様式10
15 対応別避難誘導方法一覧表	13	様式11

別添 「自衛水防組織活動要領（案）」

14

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

15

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

15

はじめに

～ 水害対策における基本的な考え方 ～

◆ 府中市の水害リスク

(1) 多摩川の氾濫

- 多摩川の氾濫により府中市の南部の広い範囲で浸水するおそれがある。
- 浸水により停電、断水、電話・インターネット等の不通が想定される。
- 氾濫流は泥水で底が見えず足元を取られるため、浸水し始めたら避難は大変危険である。
- 浸水の水位が50cmを下回るまでに約12時間かかると想定されている。
- 浸水により数万人規模の孤立者が発生するため救助までに相当の時間がかかる。

(2) 内水氾濫

- 1時間50mmを超える大雨が続くと、雨水ますが処理しきれず内水氾濫を起こす可能性がある。
- 内水氾濫は短時間で水が引くため、必要に応じて上層階への避難を行う。

以上のことから、早期に正しい避難行動を取らなければ利用者はもとより職員の生命にも危険が及ぶため、洪水時にどのような状況でどんな情報が発表され、どの段階で、どのような避難行動を取るのか予め定めておくことが重要となる。

◆ 多摩川の水位の情報 ※基準となる水位観測所は調布石原水位観測所

避難情報の種類		内容	その他
氾濫発生	---	堤防からの越水や決壊の発生	氾濫発生情報（国が情報発信）
計画高水位	5.94m	堤防が耐えられる計算上の最高水位	
氾濫危険水位	4.9m	氾濫する可能性が高いと判断される水位	氾濫危険情報（国が情報発信）
避難判断水位	4.3m	避難情報の発令の目安となる水位	
氾濫注意水位	4.3m	水防(消防)団が出動する目安となる水位	
水防団待機水位	4.0m	消防団がいつでも出動できるよう準備を始める水位	
普段の水位			

◆ 府中市が発令（発表）する避難情報

避難情報の種類	行動基準	
警戒レベル5 命を守るための最善の行動をとる	災害発生情報	既に災害が発生しています。建物の上階に退避するなど命を守るための最善の行動をとってください。
警戒レベル4 全員が避難	避難指示（緊急）	計画高水位を越えた場合。または、堤防からの異常な漏水や浸食の進行、亀裂、すべり等が確認され、決壊の恐れが非常に高まった場合に発令します。いつ氾濫してもおかしくない状態です。直ちに立ち退き避難を行ってください。事態が切迫しています。
	避難勧告	氾濫危険水位を越えて更に水位の上昇が見込まれる場合。または、堤防に亀裂や漏水が確認された場合に発令します。速やかに立ち退き避難を行ってください。
警戒レベル3 高齢者等は避難を開始する	避難準備・高齢者等避難開始	避難判断水位を越えて更に水位の上昇が見込まれる場合に発令します。避難に時間がかかる高齢者等は立ち退き避難を開始してください。その他の人は避難の準備を行い、以後の防災情報に注意しながら必要に応じて自主的な避難を開始してください。
警戒レベル2 避難行動を確認する	事前予告	夜から明け方にかけて避難準備・高齢者等避難開始を発表する可能性が極めて高い場合に予告します。避難経路や避難のタイミングを確認してください。

◆ 避難の行動原則

多摩川の洪水により氾濫する恐れがある場合、次の避難行動を原則とする。

(1) 通所型施設（併設も含む）

- 市の避難情報（警戒レベル〇）の発令に基づき休止を判断する。
- 休止を判断した場合、または、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階で保護者に利用者を引き取らせる。その際に浸水想定区域外の安全な場所に避難するよう伝える。
- 保護者の引き取りが間に合わない場合は、浸水想定区域外の安全な場所に避難誘導を行う。
- 浸水想定区域外の安全な場所への避難が間に合わないと判断した場合、施設の上層階の浸水しないフロアに利用者を避難（移動）させる。
- 利用者が独居の場合は、浸水に巻き込まれる恐れがあるため帰宅させずに施設に留まらせる。

(2) 宿泊型施設

- 浸水想定区域外の提携施設等（施設名称）に移送を行い、保護者にその旨を伝える。
- 利用者の避難が困難であるため、上層階の浸水しないフロアに早期の移動（避難）を開始する。

1 計画の目的

この計画は、水防法第 15 条の 3 第 1 項に基づき、本施設の利用者及び職員の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることをもって利用者及び職員の生命・身体を守ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成し、必要に応じて見直しを行い、修正したときは水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき遅滞なく当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

4 施設の状況と浸水リスク

【施設の状況】 ※構造や階層に合わせて表を作成してください↓

人 数						
時間帯	平日（昼間）		休祝日（昼間）		夜間	
	利用者	施設職員	利用者	施設職員	利用者	施設職員
全体	名	名	名	名	名	名
4 階	名	名	名	名	名	名
3 階	名	名	名	名	名	名
2 階	名	名	名	名	名	名
1 階	名	名	名	名	名	名

【施設の浸水リスク】 ※構造や階層に合わせて表を作成してください↓

施設状況			浸水のリスク（府中市洪水ハザードマップ）					
構造	階層	備蓄	浸水深	リスク判定	継続時間	倒壊危険		安全な場所までの距離
						氾濫流	河岸浸食	
W造・S造・RC造	4階			◎		無し	無し	1.5 km
	3階			○				
	2階			△				
	1階	有	0.5~3.0m	×	12 時間			

5 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期 (多摩川の水位と避難情報)	体制	活動内容	対応要員
警戒レベル5 災害発生情報 氾濫発生情報	非常体制	○施設利用者を浸水しないフロアに誘導する ○情報の収集と職員間への周知 ○資材・食料等の備蓄を浸水しないフロアに上げる ○浸水による漏電を防ぐためブレーカーを落とす	●避難誘導担当(名) ●情報担当(名) ●備品担当(名)
	警戒体制	○施設利用者を浸水しないフロアに誘導する ○情報の収集と職員間への周知 ○施設の状況を行政機関(市・消防署)に連絡 ○エレベーターの使用を禁止する	●避難誘導担当(名) ●情報担当(名) ●外部連絡担当(名)
警戒レベル4 避難指示(緊急) 避難勧告 氾濫危険情報	警戒体制	⇐ 計画高水位 5.94m ○屋内安全確保の開始指示 ○情報の収集と職員間への周知(継続) ○施設利用者を浸水しないフロアに誘導する ○資材・食料等の備蓄を浸水しないフロアに上げる ○避難状況を行政機関(市・消防署)に連絡	●施設管理者・責任者 ●情報担当(名) ●避難誘導担当(名) ●備品担当(名) ●外部連絡担当(名)
	避難体制	⇐ 4.9m 氾濫危険水位 ○避難開始の判断実施 ○情報の収集と職員間への周知(継続) ○施設管理者への報告 ○安全な場所(避難先名)への移動 ○非常持ち出し品等の搬送 ○避難状況を行政機関(市・消防署)に連絡	●施設管理者・責任者 ●情報担当(名) ●避難誘導担当(名) ●備品担当(名) ●外部連絡担当(名)
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	注意体制	⇐ 4.3m 避難判断水位 氾濫注意水位 ○避難情報の収集及び職員間への伝達 ○今後上昇が予想される水位の周知 ○施設管理者への報告 ○要配慮者の保護者への引き取りを要請 ○非常持ち出し品等の用意	●情報担当(名) ●外部連絡担当(名) ●備品担当(名)
	準備体制	○気象情報・水位情報の収集及び職員への周知 ○今後予想されるレベルの周知 ○スマートフォン・携帯電話の携行と着信音量の確認	●情報担当(名) ●外部連絡担当(名) ●全職員
警戒レベル2 事前予告	準備体制	⇐ 4.0m 水防団待機水位 ○避難確保計画の確認 ○情報受信・伝達手段の確認 ○施設管理者・責任者への報告	●施設管理者・責任者 ●情報担当(名)
		⇐ 普段の水	

※ 体制の判断時期や活動内容、対応要員は施設や利用者の実情に合わせて臨機応変に作成する

6 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報		収集手段・取得先	内容	その他
気象・洪水情報	<ul style="list-style-type: none"> ●大雨注意報 ●洪水注意報 ●大雨警報 ●洪水警報 ●暴風警報 ●台風関連情報 	気象庁ホームページ	自治体毎に警報等の発令状況を確認することができる	
		Yahoo!防災アプリ (府中市を地域登録)	タブレットやスマートフォンなどに直接ポップアップ機能でお知らせ	通知機能あり
		④デジタルデータ放送 NHK・民放各局のテレビ	テレビで文字情報として確認できる	
降雨状況	<ul style="list-style-type: none"> ●上流域の降雨 ●府中市の降雨 	国土交通省ホームページ 「川の防災情報」	雨の強さや降雨の範囲を予測も含めて確認することができる	
		気象庁ホームページ		
		Yahoo!防災アプリ (府中市を地域登録)		
		東京アメッシュ (東京都下水道局)		
防災体制の確立を判断すべき基準となる情報 (前項4 防災体制)				
河川水位	<ul style="list-style-type: none"> ●水位情報 ●多摩川ライブカメラ 	京浜河川事務所ホームページ	多摩川の現在の水位やライブ映像が 10 分おきに確認できる	
		国土交通省ホームページ 「川の防災情報」	全国の河川の水位が確認できる	
	<ul style="list-style-type: none"> ●氾濫発生情報 ●氾濫危険水位 	緊急速報メール・エリアメール 登録の必要なし	市内の携帯端末に強制配信される (docomo・Softbank・au)	強制通知
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ●土砂災害警戒情報 	気象庁ホームページ	自治体毎に警戒情報の発令状況を確認することができる	
		Yahoo!防災アプリ (府中市を地域登録)	タブレットやスマートフォンなどに直接ポップアップ機能でお知らせ	通知機能あり
	<ul style="list-style-type: none"> ●土砂災害警戒メッシュ 	気象庁ホームページ	土砂災害の危険性を地図上に色分けした分布図で確認できる	
府中市からの避難情報	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生情報 ●避難勧告 ●避難指示 (緊急) ●避難準備・高齢者等避難開始 	府中市メール配信サービス (安全・安心情報) 登録制	登録制のメール配信サービスです。 輻輳すると着信しない場合があります	通知機能あり
		Yahoo!防災アプリ (府中市を地域登録)	タブレットやスマートフォンなどに直接ポップアップ機能でお知らせ	通知機能あり
		緊急速報メール・エリアメール 登録の必要なし	市内の携帯端末に強制配信される (docomo・Softbank・au)	強制通知
	<ul style="list-style-type: none"> ●事前予告 (府中市) 	④デジタルデータ放送 NHK・民放各局	テレビで文字情報として確認できる	
		府中市メール配信サービス (安全・安心情報) 登録制	登録制のメール配信サービスです。 輻輳すると着信しない場合があります	通知機能あり
		Yahoo!防災アプリ (府中市を地域登録)	タブレットやスマートフォンなどに直接ポップアップ機能でお知らせ	通知機能あり

※ 停電時を想定してラジオ及びタブレット、携帯端末用のバッテリー等を備蓄する。

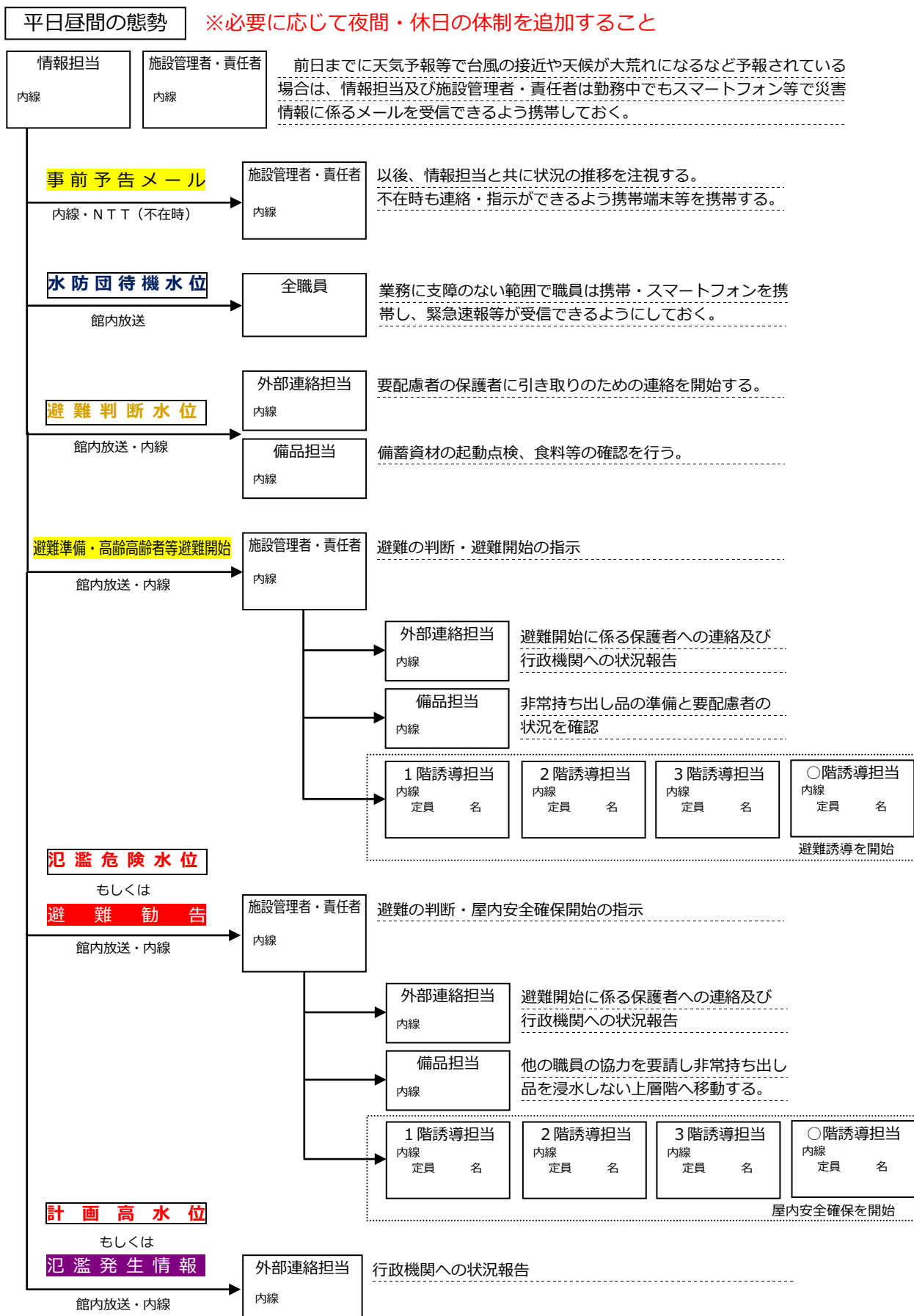
※ 上記の情報に加えて施設周辺の降雨状況など危険な前兆がないか確認を行う。

(外の様子を確認するために外出することは危険であるため、安全に配慮する)

※ Yahoo!防災アプリ以外のアプリケーションも警報等の通知機能のあるものがあります。

(2) 情報伝達 ※下の体制はあくまでも一例

「施設内緊急連絡網」、また、館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内外の関係者間で共有する。



7 避難誘導

曜日や時間帯による施設職員数の変動及び気象条件等により避難時の体制や対応が異なるため、以下のとおり複数の避難先、避難誘導の手段を講じる。

浸水が及ばない安全な場所への避難が困難な場合には、施設が堅牢であるという条件において2階（もしくは3階）以上への垂直避難を可とする。その際には必ず備蓄物資を用意する。

	名称（住所）	移動距離／避難時間	判断基準	対応職員	移動手段
平日昼間	●●避難所 △△町□丁目	ルート1 (●●) m / ●●分	避難準備 高齢者等避難開始	施設管理者・責任者 避難誘導担当 情報担当 情報発信担当 備蓄担当	名 名 名 名 名 <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 公共交通機関 <input type="checkbox"/> 車両 () 台
	(提携施設名) ○○町△丁目	ルート2 (●●) m / ●●分			
平日夜間	屋内安全確保	施設4階 / ●●分	氾濫危険情報	施設管理者・責任者 避難誘導担当 情報担当 情報発信担当 備蓄担当	名 名 名 名 名 <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 階段
休祝日		施設3階 / ●●分			
	施設2階 / ●●分				

別記 1

※施設外への避難は、避難経路図に経過時間や特記事項も記載をする



8 避難の確保を図るための装備

各担当が使用する資材及び備蓄品は、下表のとおりである。
これらの資材等について日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

装 備 品			
	施設待機中	避難中・避難先	屋内安全確保
情報収集 ・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ファックス <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> トランシーバー <input type="checkbox"/> 館内放送	<input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> トランシーバー	<input type="checkbox"/> テレビ（浸水しない階層） <input type="checkbox"/> ファックス（浸水しない階層）
外部情報発信	<input type="checkbox"/> 保護者連絡名簿 <input type="checkbox"/> 携帯電話	<input type="checkbox"/> 保護者連絡名簿 <input type="checkbox"/> 携帯電話	<input type="checkbox"/> 保護者連絡名簿 <input type="checkbox"/> 携帯電話
避難誘導	<input type="checkbox"/> ビブス（着用） ※以下の非常持ち出しの確認 <input type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> トランシーバー <input type="checkbox"/> ヘッドライト <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> ロープ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">非常用 持ち出し</div>	<input type="checkbox"/> 簡易雨合羽 <input type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> トランシーバー <input type="checkbox"/> ヘッドライト <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> ロープ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">非常用 持ち出し</div>	
備蓄担当	※以下の非常持ち出しの確認 <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input type="checkbox"/> 救急セット・常備薬 <input type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> 電池 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">非常用 持ち出し</div>	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input type="checkbox"/> 救急セット・常備薬 <input type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> 電池 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">非常用 持ち出し</div>	<input type="checkbox"/> 飲料水（1人あたり <u> </u> ℓ） <input type="checkbox"/> 食料（1人あたり <u> </u> 食分） <input type="checkbox"/> 簡易トイレ <input type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 防寒具 <input type="checkbox"/> 発電機 <input type="checkbox"/> 発電機用燃料
その他	<input type="checkbox"/> 水のう（大きなゴミ袋） <input type="checkbox"/> 止水版		

備蓄目標

備蓄品目	目標数量	現状
食料・日用品等		
寝具・防寒着		
情報端末		
燃料		
避難誘導資器材		

※備蓄数は入居者及び通所者の %分、勤務職員の3日分を目標とする。
※施設内への浸水を防ぐため、止水板及び水のう等を別途用意しておく。

9 防災教育及び訓練の実施

- (1) 府中市が実施する府中市生涯学習ふちゅうカレッジ出前講座No.3 4 防災知識講座（水害編）を職員研修として実施し新規採用の職員等は積極的に参加させる。
- (2) 府中市等からの防災情報・避難情報をスマートフォンやタブレットなどで直接受信するための事前登録を行う。
- (3) その他、年間の教育及び訓練計画について様式 7 を参考に毎年 4 月に作成する。

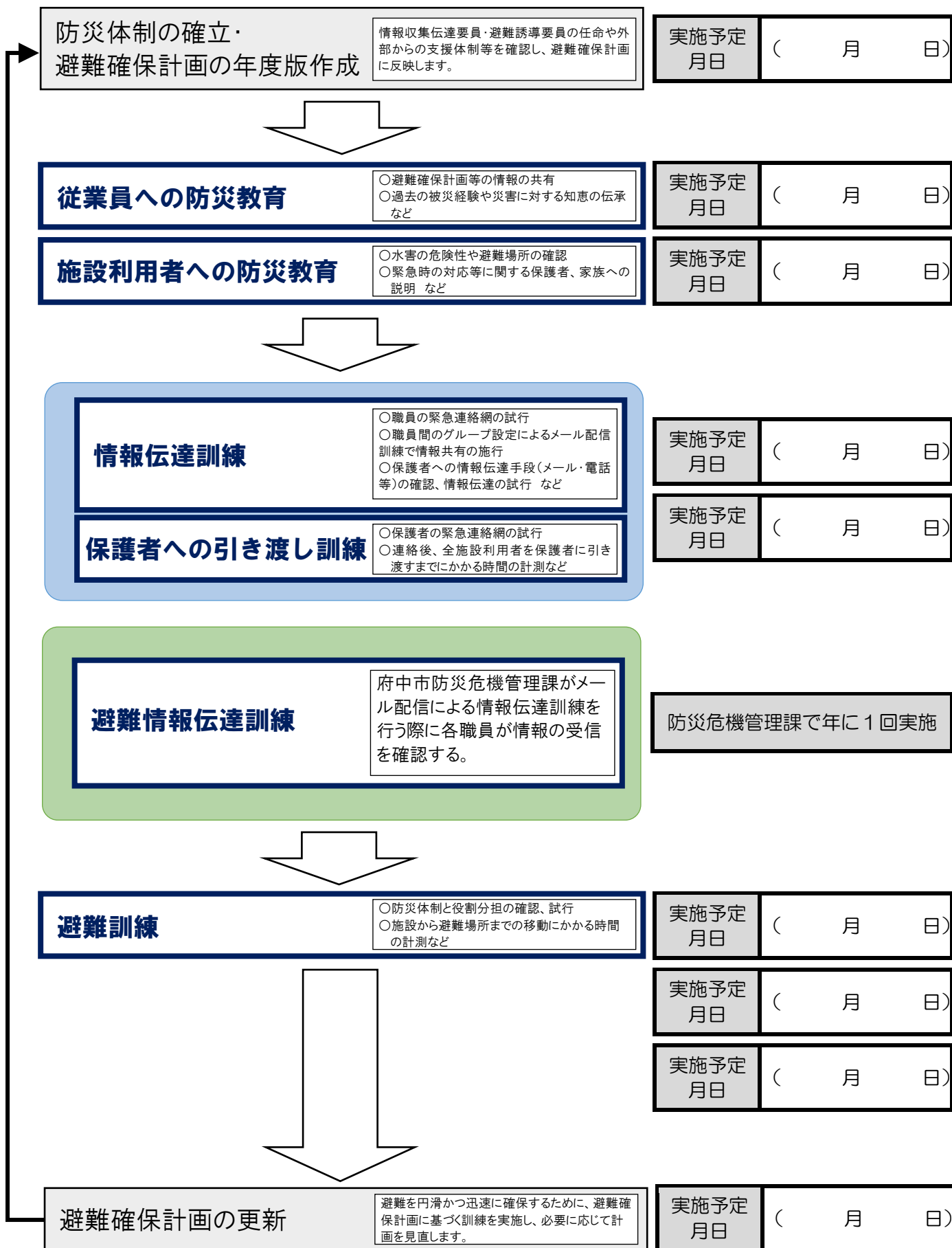
10 自衛水防組織の業務に関する事項

※自衛水防組織の設置は水防法第十五条の三第 6 項において努力義務としているが、自衛水防組織を設置する場合には、別添、別表 1・2 を作成すること。また、自衛水防組織の年間の教育及び訓練計画を策定する場合は、様式 7 を参考に加筆・修正すること。

※自衛水防組織は、既存の自衛消防組織に準拠して、同じ構成員で編成しても構わない。

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年〇月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年〇月に行う全職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

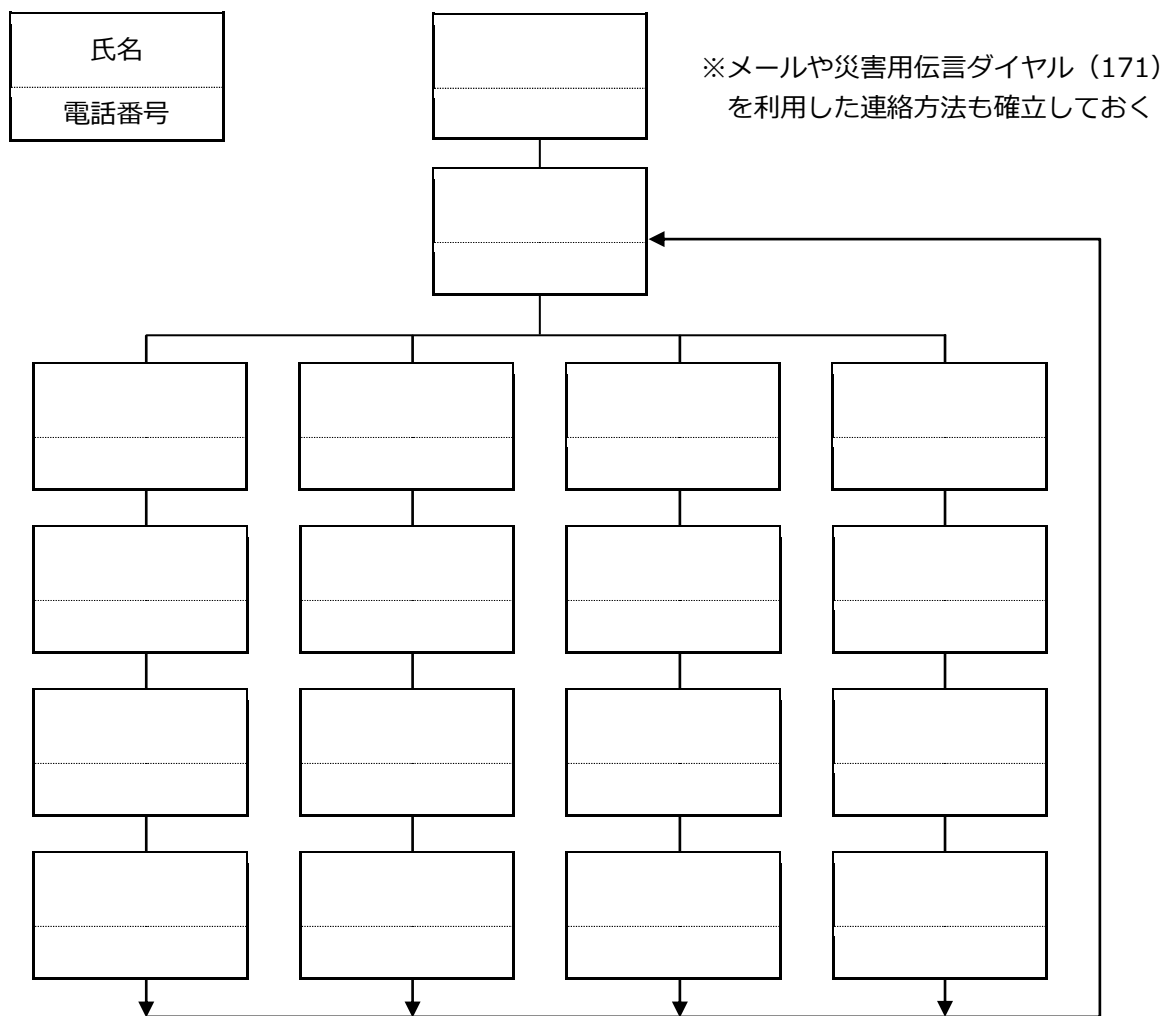
11 防災教育及び訓練の年間計画作成例



12 施設利用者緊急連絡先一覧表

施設利用者			緊急連絡先				その他 (緊急搬送先等)
氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	
メール			メール				
メール			メール				
メール			メール				
メール			メール				
メール			メール				
メール			メール				
メール			メール				
メール			メール				
メール			メール				
メール			メール				
メール			メール				
メール			メール				
メール			メール				
メール			メール				
メール			メール				

13 緊急連絡網（従業員用）



14 外部機関等への緊急連絡先一覧表

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
市町村（防災担当）					
市町村（福祉担当）					
消防署					
警察署					
避難誘導等の支援者					
医療機関					

15 対応別避難誘導方法一覧表

対応内容	氏名	避難先	移動手段	担当者	備考

該当番号を記入

避難場所へ移動

1.単独歩行が可能 2.介助が必要 3.車いすを使用 4.ストレッチャーや担架が必要 5.そのほか

その他の対応

6.自宅に帰宅 7.病院に搬送 8.そのほか

別添 「自衛水防組織活動要領（案）」

自衛水防組織を設置する
場合のみ作成

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1） 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2） 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

（1） 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2） 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

（3） 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第4条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第5条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（1） 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（2） 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第6条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

管理権限者 () (代行者)

	役職及び氏名	任 務
総括・ 情報班	班長 ()	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員 () 名 ・ ・ ・ ・	
避難 誘導班	班長 ()	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員 () 名 ・ ・ ・ ・	

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、 携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器 （タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料